

まちかど救急ステーション事業に関する FAQ【事業所向け】



警防部救急課 R7.8作成

Q 1 開館（営業）時間外については、貸し出しが困難なのですが・・・

A 本事業は、可能な範囲で地域のAEDを活用する（お借りする）事業です。申請書に記載された時間以外は使用不可と判断し、基本的に消防指令センターからは連絡しません。仮に連絡したとしても、電話に出なければ使用不可と判断し、他のまちかど救急ステーションへ連絡します。

Q 2 開館（営業）日、使用時間は不定期なのですが・・・

A 申請書に「不定期」とご記入していただければ結構です。貸出案内は限定的になると思いますが、開館（営業）が確認できた場合のみ貸し出し案内をさせていただきます。

Q 3 複数のAEDがあり、貸出対象のAEDは1台だけで考えているが、すべて登録した方がよいのですか？

A 本事業にはAEDをお借りする以外に別の目的もあります。AEDについては、定期的な点検や消耗品の交換が必要ですが、設置以後この点検や消耗品の交換をされていない事業者様もあります。本事業に登録していただいた事業者様へは、消防局から「交換時期のお知らせ」などの定期連絡をさせていただき、AEDの適正な維持管理のサポートをいたします。また、事業所内でAEDが必要な方が発生した際に、119番通報時に消防指令センターがAEDの場所をお伝えすることも可能です。以上の目的を踏まえ、各事業者様で協議していただき登録申請をお願いします。

Q 4 使用した電極パッドは直ぐに交換してもらえますか？

A 電極パッドに関しては、一定の条件において消防局が交換いたします（詳細は規約をご覧ください）。電極パッドを使用した場合、機種によっては購入にしばらく時間を要する場合があります。その期間の代替器として消防局保有のAEDをお貸しします。

Q 5 通報者等が設置事業者に借りに行く際に、設置事業者への事前連絡をしてもらえますか？

A 本事業でのAED活用の際は、消防指令センターから連絡させていただきます。借りに行ったものの借りることができないという事態を回避するためです。ただし、通報者等が事前にAEDの設置場所を知っていれば、119番通報前にAEDを借りに来るパターンもありますので、ご理解をお願いします。

Q 6 貸し出したAEDは、どこまで持っていられるのですか？

A 本事業での貸出であれば、半径約300m以内での活用を基本としています。

Q 7 AEDは誰が返却してくれますか？

A 救急隊は患者を搬送しますので、消防隊にて返却します。

Q 8 A E Dはどれくらいの時間で返却されますか？

A 長くても1時間程度での返却を想定しています。もし、返却が遅いようであれば消防局までご連絡ください。

Q 9 まちかど救急ステーションに登録後、A E Dの機種変更などがあった場合はどうすればよいですか？

A 機種変更に限らず、登録（申請）内容に変更があれば、救急課（072-958-9932）までご連絡ください。変更内容を確認し、登録（申請）内容を更新いたします。